

■第6次白老町総合計画

資料編

第1章 計画策定の軌跡

第2章 町民参加プロセス

第3章 卷末付録

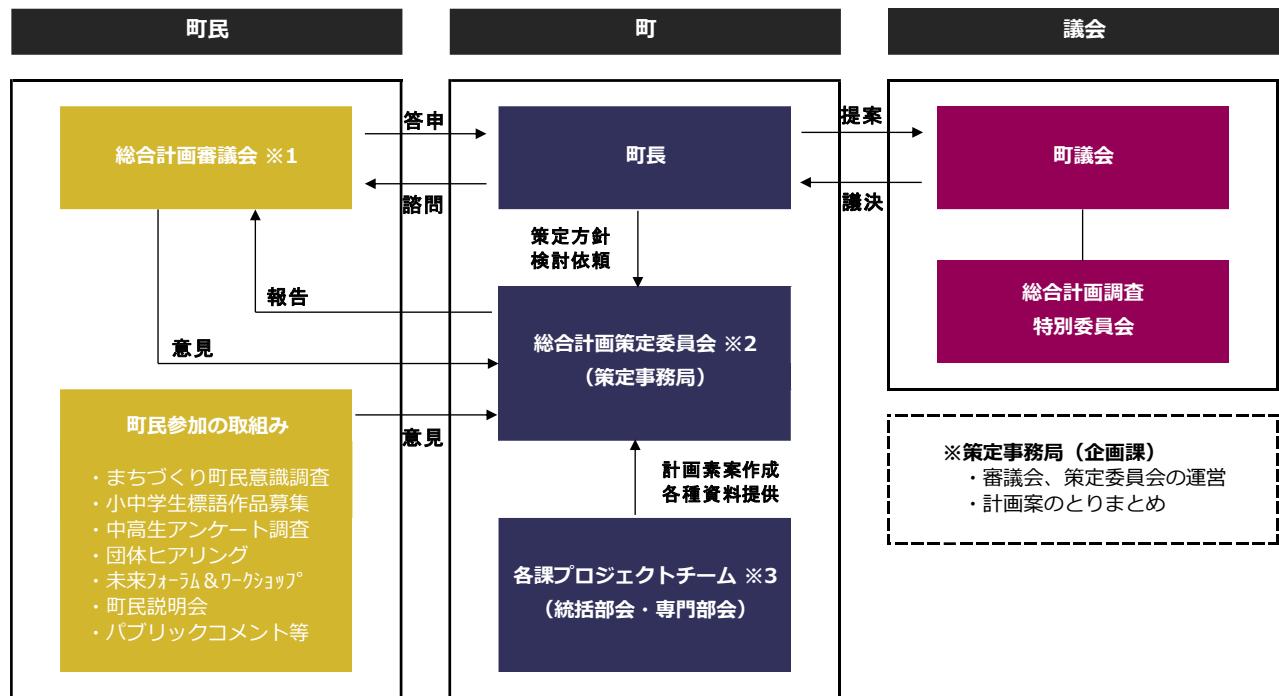
第1章 計画策定の軌跡

1 策定の経過

年月	審議会・策定委員会	町民参加	議会・行政
2019 4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定委員会委員の決定（4.2） ● 審議会委員の決定（4.17） ● 第1回策定委員会（4.25） まちの現状説明、策定方針の検討等 ● 審議会への諮詢（4.25） 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり市民意識調査（～5月） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回審議会（5.24） まちの現状説明、策定方針の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生アンケート調査 ● 小中学生まちづくり標語作品募集 ● 策定経過ホームページ公開（隨時） ● 団体ヒアリング（～8月） ● 高校生アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員説明会（5.13） 策定方針の説明等 ● 各課プロジェクトチーム設置 統括部会：10名、専門部会：45名 ● 各課PT第1回統括部会・専門部会 第5次計画の評価・検証等
6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回策定委員会（6.28） 第5次計画の評価・検証、第6次計画の骨格検討等 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回審議会（7.12） 市民参加の取組報告、第5次計画の評価検証、第6次計画の骨格検討等 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回審議会（8.9） 市民参加の取組報告、まちづくり標語の審査、まちの課題整理等 	<ul style="list-style-type: none"> ● しらおい未来フォーラム&まちづくりワークショップ（8.9） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課PT第2回統括部会・専門部会 基本計画の骨格検討等
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回審議会（9.26） 市民参加の取組報告、まちの課題整理、まちの将来像の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生まちづくり標語表彰式（9.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり市民意識調査に基づく顧客満足度（CS）分析結果報告
10月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回審議会（10.31） 将来目標人口の検討、総論・基本構想（案）の検討等 		<ul style="list-style-type: none"> ● 各課PT第3回統括部会・専門部会 総論・基本構想（案）の意見聴取 ● 各課PT第4回統括部会・専門部会 基本計画（案）の検討① ● 各課PT第5回統括部会・専門部会 基本計画（案）の検討②
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6回審議会（11.29） 基本計画（案）の検討、評価指標の検討等 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7回審議会（12.19） 基本計画（案）の検討 ● 第3回策定委員会（12.23） 総論・基本構想・基本計画（案）の検討 		
2020年 1月		<ul style="list-style-type: none"> ● 町民説明会 1/28・29・30（予定） ● パブリックコメント 1/31～2/28（予定） ● パブリックコメントの回答・結果公表 2月下旬 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員説明会（1月中旬） 総論・基本構想・基本計画（案）の説明 ● 議会全員協議会（1月下旬） 総論・基本構想・基本計画（案）の説明
2月			
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回策定委員会（3月下旬） ● 第8回審議会（3月下旬） 町民説明会・パブリックコメント結果報告 答申の内容検討等 ● 審議会からの答申（3月下旬） 		
4月			<ul style="list-style-type: none"> ● 実施計画の検討（～9月）
5月			<ul style="list-style-type: none"> ● 議会調査特別委員会（5月中旬）
6月			<ul style="list-style-type: none"> ● 計画案の審議・可決（6上旬）

2 策定組織

(1) 策定体制



【主な役割】

■ 総合計画審議会（※1）

役割：町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について調査及び審議を行い、意見を答申する

構成：公募及び町長の指名により、10名の委員で構成する

■ 総合計画策定委員会（※2）

役割：町の総合計画の策定過程及び計画案について、総括・調整を図る

構成：副町長、教育長、庁内の課長級職員及び学識経験者をもって構成する

■ 各課プロジェクトチーム（※3）

役割：各分野における諸課題等を整理し、次期総合計画（基本計画）の素案の策定等を行う

構成：課長職及びグループリーダー級の職員で構成する

第1章

(2) 総合計画審議会（委員名簿）※委員長、副委員長以外の掲載順は五十音順

役 職	氏 名	所属団体等
委員長	岡 田 路 明	白老町文化財等運営審議会 運営委員
副委員長	中 野 嘉 陽	白老町環境町民会議 会長
委員	宇佐見 成 美	公募委員
委員	宇津宮 修	公募委員
委員	笠井 雄太郎	一般社団法人 白老青年会議所 気概溢れる青年経済人育成委員会 委員長
委員	北 平 美 樹	白老町社会教育委員 特定非営利活動法人 お助けネット 理事
委員	条 田 正 博	公募委員
委員	倉 地 美 直	社会福祉法人 優和会 理事長
委員	野 瀬 征 宏	白老町教育委員
委員	牧 野 直 樹	町内会連合会 事務局長

(3) 総合計画策定委員会（委員名簿）

役 職	氏 名	所属団体等
委員長	竹 田 敏 雄	白老町副町長（令和元年12月4日～）
副委員長	古 俣 博 之	白老町副町長
委員	安 藤 尚 志	白老町教育委員会教育長
委員	高 尾 利 弘	白老町総務課長
委員	大 黒 克 己	白老町財政課長
委員	藤 澤 文 一	白老町経済振興課長
委員	久 保 雅 計	白老町健康福祉課長
委員	下 河 勇 生	白老町建設課長
委員	川 崎 真 也	北海道教育庁胆振教育局主査（白老町派遣）
学識経験者	有 村 幹 治	室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授
学識経験者	鈴 木 聰 士	北海学園大学 工学部生命工学科 教授
学識経験者 (町民)	谷 野 正 明	白老町商工会理事
学識経験者 (町民)	中 谷 通 恵	NPO 法人お助けネット代表

※令和元年12月3日までは岡村幸男氏が委員長を務める

(4) 総合計画策定プロジェクトチーム 統括部会

役 職	氏 名	所 属
生活・環境部会長	本 間 力	白老町生活環境課長
健康・福祉部会長	久 保 雅 計	白老町健康福祉課長
教育・生涯学習部会長	池 田 誠	白老町生涯学習課長
産業部会長	藤 澤 文 一	白老町経済振興課長
自治部会長	高 尾 利 弘	白老町総務課長

(5) 総合計画策定事務局

役 職	氏 名	所 属
事務局長	工 藤 智 寿	白老町企画課長
事務局員	温 井 雅 樹	白老町企画課 企画グループ 主幹
事務局員	安 藤 啓 一	白老町企画課 企画グループ 主任
事務局員	金 子 智 勇	白老町企画課 企画グループ 主事
事務局員	吉 井 雅 晴	白老町企画課 企画グループ 主事

第1章

3 審議会諮詢・答申

(1) 諒問

白企画第16号
平成31年4月25日

白老町総合計画審議会

委員長 岡田路明様

白老町長 戸田安彦

第6次白老町総合計画の策定について(諒問)

本町の新たなまちづくりの指針となる第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について、貴審議会の意見を求める。

(2) 答申

第2章

町民参加プロセス

1 町民参加の経過

(1) まちづくり町民意識調査

調査対象	2,000名（町内在住満18歳以上の町民を対象に無作為抽出）
調査期間	平成31年4月26日～令和元年5月24日
調査項目	まちに対する好感度、現行施策に関する満足度と重要度評価など
回収数	580名（回答率29%）

(2) 中学生アンケート調査

調査対象	108名（町内中学校の第3学年）
調査期間	令和元年5月7日～令和元年5月31日
調査項目	まちへの愛着、居住評価、自身の将来、定住意向、今後のまちづくりなど
回収数	99名（回答率91.7%）

(3) 高校生アンケート調査

調査対象	204名（町内高等学校の第3学年）
調査期間	令和元年6月10日～令和元年6月28日
調査項目	まちに対する印象、卒業後の進路、今後のまちづくりなど
回収数	197名（回答率96.6%）

(4) 団体ヒアリング調査

調査団体	子育てママ（すくすく3・9）	外国人定住者
実施日	令和元年6月6日、7月8日	令和元年5月30日、6月11日
調査項目	子どもの将来に対する考え方	日常生活で不便に感じること
参加人数	6名	3名



調査団体	若手事業者・経営者（白老青年会議所）	役場若手職員（20歳代）
実施日	令和元年6月13日、7月8日、10日	令和元年7月3日
調査項目	まちの将来に対する考え方	地域との関り方に対する考え方
参加人数	5名	5名

調査団体	移住者（地域おこし協力隊）	一次産業（JF青年部OB・JA青年部）
実施日	令和元年5月30日、6月6日、11日	令和元年8月21日、23日、27日
調査項目	外から見えた白老町の強みと弱み	一次産業の将来に対する考え方
参加人数	6名	6名

調査団体	町内会長（アンケート調査）
実施日	令和元年7月29日～令和元年8月9日
調査項目	町内会における今後の課題と取り組み
回収数	84名（回答率82.4%）

（5）しらおい未来フォーラム&まちづくりワークショップ

開催日	令和元年8月9日
開催内容	【第1部】 将来の白老町のまちづくりを考える 【第2部】 まちづくりワークショップ
参加者数	61名



第2章

(6) 小中学生まちづくりに関する標語

募集期間	令和元年5月20日～令和元年5月31日
応募件数	小学生の部：144作品（136名） 中学生の部：263作品（258名）

入選作品

<小学生の部>

奏でよう未来 豊かな心で 白老町	[白老小 泉野 知花]
未来ある 自然豊かな 町づくり	[虎杖小 小澤 清陽]
イランカラブテ みんなでいさつ 元気町	[竹浦小 下澤 風那]
10年後 みんなが支える 元気まち	[白老小 久保 悠人]
楽しいよ 子どもも大人も 年寄りも みんなが笑顔 白老町	[萩野小 緒方 晃]
つくろうよ 世界一の ふるさとを	[萩野小 東 春音]
みんなでね イランカラブテ あいことば	[虎杖小 古川 紗衣]

<中学生の部>

つくろうよ 協力し合い 支え合い 思いがあふれる白老町	[白老中 成田 初音]
支え合い みんなでつくろう 白老町	[白翔中 中村 愛子]
つくりたい 誰もが輝く 元気町	[白翔中 藤島 架琳]
いつまでも 良き故郷と いえるまち 未来へ笑顔 つくるまち	[白老中 辻崎 大]
守ろうよ 伝統文化 きずなと縁	[白老中 上野 創太]
目指そうよ 皆が来たいと思う町 笑顔と自然を 大切に	[白老中 林 柚斗]
自然と共に 文化をつなぐ白老町	[白翔中 佐藤真奈美]

(7) 町民説明会

開催日	令和2年1月28日～30日
参加者数	〇〇人

(8) パブリックコメント

開催日	令和2年1月31日～2月28日
意見件数	〇件

1 白老町自治基本条例

白老町自治基本条例

平成18年12月15日
条例第30号
改正 平成24年6月28日条例第17号
平成29年9月25日条例第20号

私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。

私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び、働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。

私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。

そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。
- (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町 執行機関と議会をいいます。
- (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え方行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に活き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。

2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。

第2章 情報共有

第1節 情報共有の原則

(情報共有)

第4条 私たちは、互いに情報を伝え、情報共有によるまちづくりの推進に努めます。

(情報公開)

第5条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。

2 町は、町が保有する情報を統一した基準により管理し、保存します。

3 前2項に関して必要な事項は、別の条例等で定めます。

第2節 情報共有の基本事項

(説明責任)

第6条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町政に関して町民に積極的に分かりやすく説明します。

2 町は、町民から説明を求められた場合には、誠実に応答します。

(町民の意見等への取扱い)

第7条 町は、町民の意見、要望、苦情等（以下「町民の意見等」といいます。）に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 町は、前項で寄せられた町民の意見等への対処経過についての記録を共有し、適切に管理します。

(選挙)

第8条 町長や町議会議員の候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

第3章 町民参加

(町政参加の推進)

第9条 町は、まちづくりに町民の意思が反映されるよう町政参加を推進します。

(参加機会の保障)

第10条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。

2 町は、多様な方法を用いて広く町民の意見を求め、町民の意思を反映した町政活動を行います。

(町政活動への参加)

第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。

第4章 町民

第1節 町民の基本事項

(町民の役割と基本姿勢)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。

2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。

3 町民は、お互いを尊重し、協力し、支え合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。

(町民の権利)

第13条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。

第3章

第2節 町民活動

(町民活動)

第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。

- 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。
- 3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。

第5章 議会

第1節 議会の基本事項

(議会の役割と責務)

第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町の意思を決定する役割を有します。

- 2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。
- (議会の権限)

第16条 議会は、条例の制定、改正や廃止等の立法の権限を有します。

- 2 議会は、予算、決算、財産や政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。
- 3 議会は、執行機関に対する調査や監査請求等の監視の権限を有します。

(議員の責務)

第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。

- 2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。
- 3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。

(議会の組織)

第18条 議会の組織や議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

第2節 議会運営

(議会の会議)

第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視と積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。

- 2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。
- 3 議長や委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問や意見を述べさせることができます。
- 4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。

(議会活動の充実)

第20条 議会は、調査権の行使や町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。

- 2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。
- 3 議会は、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究を推進します。

(議員等の能力向上)

第21条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力と審議能力を高めるための研修を充実します。

- 2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報や資料を整備します。
- 3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。

第6章 行政

第1節 行政の基本事項

(行政の役割と責務)

第22条 執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を執行する役割を有します。

- 2 執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。
- 3 執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します。
- 4 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。

(町長の責務)

第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。

- 2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。

(職員の責務)

第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、法令等を遵守し、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。

- 2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに対する確実に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。

(組織・体制)

第25条 町長は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で効率的かつ横断的な連携、調整を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営を進めます。

- 2 町長は、円滑な行政運営を推進するため、職員の人材育成や政策能力の向上を図り、行政の政策活動の活発化に努めます。

第2節 行政運営

(行政運営の基本原則)

第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画（以下「総合計画」という。）を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

(総合計画)

第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有效地に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

- 2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。
- 3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

第3章

(財政運営)

第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

(行政改革・行政評価)

第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

(行政手続)

第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(個人情報の保護)

第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取ります。

2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。

(広域連携)

第32条 執行機関は、他自治体と広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進します。

2 執行機関は、各分野における様々な取組みを通じて、町外の人々との人的交流を図り、まちづくりを推進します。

(安全なまちづくり)

第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。

(住民投票)

第34条 町長は、町政に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

3 町長は、前項に定める条例に基づき住民投票を行うとき、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければなりません。

第7章 最高規範と見直し

(まちづくりの最高規範)

第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。

3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。

(条例の見直し)

第36条 町は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を取ります。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 用語解説

英数字

● 6次産業化 [p○○]

農業や水産業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）に取り組むこと。

● I C T – B C P [p○○]

I C T の業務継続計画（Business continuity planning）のこと。災害・事故時においても、業務を中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるための計画。

● I o T [p○○]

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの。

● M I C S [p○○]

汚水処理施設共同整備事業のこと。省庁間の垣根を越えて、下水道とし尿（汲み取り）等の汚水処理施設を一元化し、施設の集約化によりコストの縮減を図る整備手法のこと。

● R P A [p○○]

Robotics Process Automation の略で、ロボットによる業務自動化のこと。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。少人数で生産力を高める手段として注目されている。

● S N S [p○○]

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

● S o c i e t y 5 . 0 [p○○]

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目に新しい社会のこと。日本を目指すべき未来社会の姿。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現するもの。

● U I J ターン [p○○]

Uターンは地方出身者が、再び出身地に移り住むこと。Jターンは地方出身者が出身地には戻らず都市と出身地の間で利便性の高い地域などに住むこと。Iターンは都市で育った者が地方に移り住むこと。

ア行

● アウトソーシング [p○○]

外部委託のこと。組織内部で行っていた業務を外部の専門業者などに委託することで、より専門性の高い業務を行うことができる。

● インフラ [p○○]

インフラストラクチャーの略。道路、公園・緑地、上下水道、港湾、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

力行

●観光地域づくり法人（DMO）【p○○】

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりを行う、舵取り役となる法人のこと。

●関係人口【p○○】

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

●キャッシュレス【p○○】

物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態のこと。

●共生共創【p○○】

さまざまな人々が、互いを認め合い、支え合い、受容し合いながら、分け隔てなく共に暮らすことができる社会のもと、多様な主体が連携し、異なる視点で意見を出し合いながら、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていく考え方。

●共生型地域福祉拠点【p○○】

日常生活で様々な支援が必要な場面において、公的サービス以外に、住民同士がお互いに助け合い、支え合うための取り組み（共助）に導く拠点のこと。

●教育・体験型イオル【p○○】

自然素材やチセなどを活用し、小中学生や町民の方々を対象としたアイヌ文化の体験等を行う事業の総称。

●クラウドサービス【p○○】

利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。

●クリーンエネルギー【p○○】

二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの有害物質を排出しない、または排出が少ないエネルギー源のこと。

●グリーンツーリズム【p○○】

都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ長期滞在型の休暇。

●ゲートキーパー【p○○】

「命の門番」という意味で、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●健幸【p○○】

「健康」+「幸福」の造語で、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営むことを指す。

●健康寿命【p○○】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

●交流人口【p○○】

定住人口（居住者）とは異なり、通勤、通学、観光等で他地域から訪れる人のこと。

●公衆無線ＬＡＮ【p○○】

店舗や公共の空間などで提供される、無線を活用したインターネット接続サービス。

●幸福感【p○○】

幸せを感じる力のこと。すべての人がそれぞれの幸せを実感でき、自己実現がしやすいまちを目指すもの。

●合計特殊出生率【p○○】

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人數を推定する値で、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの。

●国土強靭化【p○○】

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業施策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な国づくり・地域づくりを推進するもの。

●国立社会保障・人口問題研究所【p○○】

平成8年に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立した、厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。人口や世帯の動向、内外の社会保障政策や制度について研究を行う機関である。略して、社人研と呼ばれる。

●コミュニティ・スクール【p○○】

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。学校運営協議会制度ともいう。

サ行**●栽培漁業【p○○】**

卵から稚魚になるまでの期間を人間の管理下において守り育て、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産資源の持続的な利用を図るもの。

●サイバーセキュリティ【p○○】

サイバー攻撃に対する防御行為。コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、コンピュータウィルスの感染などから、コンピュータやネットワーク等を守り安全を確保すること。

●資源管理型漁業【p○○】

漁業者が主体となり、魚種ごとの資源状態に応じた管理を行い、漁業経営の安定、発展を目指す漁業形態。

●自治基本条例【p○○】

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例。

●社会資本ストック【p○○】

毎年の公共投資によって形成されてきた公共財産（道路、下水道、公園など）のこと。

●循環型社会【p○○】

廃棄物等の発生抑制とその循環利用が適正に行われることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られる社会。

●白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略
〔p○○〕

本町の人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」と、今後5年間のまち・ひと・しごとの創生に向けた目標や施策の基本的方向等を示す「総合戦略」で構成される計画。

●スポーツツーリズム〔p○○〕

スポーツ観戦と周辺観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る取り組み。

●成年後見制度〔p○○〕

病気や事故などにより判断能力が不十分になった人のために、家庭裁判所が援助者（第三者）を選び、本人を保護する制度のこと。

●生活支援コーディネーター〔p○○〕

地域支え合い推進員と呼ばれ、地域において生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

夕行

●多文化共生〔p○○〕

文化的背景が異なるあらゆる人たちが、自身と異なった価値観を認め合い、互いに受け入れることで、すべての町民がいきいきと暮らすことができる「多様性」と「包摂性」を兼ね備えた地域社会のこと。

●第4次産業革命（技術）〔p○○〕

水力や蒸気機関による工場の機械化（第1次産業革命）、電力を用いた大量生産（第2次産業革命）、電子工学や情報技術を用いたオートメーション化（第3次産業革命）に続く、IoT、ビッグデータ、AIなどの技術革新のこと。

●男女共同参画〔p○○〕

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して協力しあうこと。

●地域共生社会〔p○○〕

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域包括ケアシステム〔p○○〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される仕組み。

●地方創生〔p○○〕

少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すもの。

●データヘルス [p○○]

医療保険者が、特定健康診査の結果やレセプト等のデータを活用し、分析した上で行う、加入者の健康状態に即した効果的・効率的な保健事業のこと。

●デマンドバス [p○○]

電話予約など利用者のニーズに応じて、自宅等から町内の目的地まで乗り合いにより運行するバスのこと。

●ドア・ツー・ドア [p○○]

ドアからドアへと直接アクセスできること。

●特殊詐欺 [p○○]

不特定の方に対して、対面することなく、電話、はがき、FAX、メール等を使って行う詐欺のこと。

●特定健康診査 [p○○]

40歳から74歳までを対象とした、メタボリックシンドロームに関する検査のこと。

ナ行

●ニュースポーツ [p○○]

誰でも、どこでも、いつでも、気軽に楽しめることを目的に、新しく考案・アレンジされたスポーツの総称。近代スポーツに代わる「新しいスポーツ」のこと。

●ノーマライゼーション [p○○]

障害のある人も、ない人も同じように生活し、活動していくことが、本来の望ましい姿であるとする考え方。

ハ行

●不育症 [p○○]

流産、死産や新生児死亡（生後1週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的に子どもを持つことができないこと。

●フレイル [p○○]

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。

●防災マスター会 [p○○]

北海道地域防災マスターに登録されている方（有志）で組織され、町内における防災活動の普及や地域のキーパーソンを育成するための団体。

●ほ場 [p○○]

田、畠、果樹園等、農作物を栽培するための農地。

マ行

●マイクロプラスチック [p○○]

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ラ行

●ローリング方式 [p○○]

計画と現実のズレを防ぐため、毎年転がすように施策・事業の見直しや部分的な修正を行う手法。